

付 議 第 1 号

高知県文化財の指定に関する議案

高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり高知県の文化財として指定することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (34) 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)の規定により文化財を指定し、又は指定を解除すること。



別紙

「大太刀 無銘 附黒漆打刀拵」及び「大太刀 無銘 附黒漆太刀拵」並びに「黒漆太刀
拵 附太刀身」を高知県保護有形文化財（工芸品）に指定

（高知県文化財保護条例第4条第1項）

高知県保護有形文化財の指定

名 称	員 数	内 容	所在地	所有者
大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	1 口	総長 184.3 センチメートル 刃長 127.8 センチメートル 反り 2.7 センチメートル 目釘穴 4 個 附 黒漆打刀拵	南国市岡豊町八幡 1099 番地 1 高知県立歴史民俗資料館	高岡郡四万十町興津 1604 番地 宗教法人八幡宮
大太刀 無銘 附黒漆太刀拵	1 口	総長 219.5 センチメートル 刃長 152.9 センチメートル 反り 3.1 センチメートル 目釘穴 2 個 附 黒漆太刀拵	高岡郡四万十町宮内 1857 番地	高岡郡四万十町宮内 1857 番地 宗教法人高岡神社
黒漆太刀拵 附太刀身	1 口	総長 107.3 センチメートル 柄長 25.5 センチメートル 鞘長 80.8 センチメートル 附 太刀身 1 口 刃長 72.6 センチメートル 反り 2.6 センチメートル 目釘穴 1 個	高岡郡四万十町宮内 1857 番地	高岡郡四万十町宮内 1857 番地 宗教法人高岡神社

(指定該当基準)

高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め（昭和 51 年 3 月 31 日教育長告示第 1 号）の

「 1 高知県保護有形文化財指定基準

(2) 工芸品

イ 「高知県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」及びウ 「形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの」に該当

(価値の証明)

○ 「大太刀 無銘 附黒漆打刀拵」

南北朝期から室町時代初期に製作された大太刀で、現存する物が数少なく全国的に見ても稀少である。また、^{こしらえ} 附の黒漆打刀拵については、破損、欠損部分も多いが、製作当初の雰囲気を伝えるもので、拵が付属することも更に貴重である。

○ 「大太刀 無銘 附黒漆太刀拵」

南北朝期から室町時代初期に製作された大太刀で長大なものである。現存する物が数少なく全国的に見ても稀少である。また、附の黒漆太刀拵については、欠損部分もあ

るが、製作当初の雰囲気を伝えるもの。

○「黒漆太刀拵 附太刀身」

黒漆太刀拵は、装飾を排した儀礼用では無い、実用本位の戦場用の佩刀の陣太刀の拵で、全国でも稀な遺品である。製作年代は、金具の質感などから室町中期をくだらないものと思われる。

附の大刀身は、形状、作風から室町初期。備前鍛冶の作と思われる。

以上のように、今回文化財保護審議会から答申のあった、三件は、形態及び用途において特異で意義が深いものであるとともに工芸史上も貴重なものである。

(総長等に関する補足)

- ・審議会における審議時に、高岡神社が所有する大太刀等について、測定結果と過去の調査資料の間に誤差が生じている点を指摘された。
- ・刀剣の測定時には多少の誤差が生じる可能性があること、また誤差が僅かであることから、価値の証明に影響を与えるものではないとされたが、後日再度測定を行う旨、事務局から回答。
- ・以上を踏まえ、参考資料1-1のとおり答申されたもの。
- ・なお、再測定結果については、参考資料3のとおり。

参考資料 1 - 1

元文審第1号

令和2年2月6日

高知県教育委員会 様

高知県文化財保護審議会

令和2年2月6日付け元高文財第947号で諮問のあった下記の指定については、適当であるとの結論を得たので、答申します。

記

名 称	員 数	内 容	所在地	所有者
大太刀 無銘 附 黒漆打刀拵	1 口	総長 184.3 センチメートル 刃長 127.8 センチメートル 反り 2.7 センチメートル 目釘穴 4 個 附 黒漆打刀拵	南国市岡豊町 八幡 1099 番地 1 高知県立歴史 民俗資料館	高岡郡四万十 町興津 1604 番 地 宗教法人八幡 宮
大太刀 無銘 附 黒漆太刀拵	1 口	総長 219.6 センチメートル 刃長 153.0 センチメートル 反り 3.2 センチメートル 目釘穴 2 個 附 黒漆太刀拵	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社
黒漆太刀拵 附 太刀身	1 口	総長 107.5 センチメートル 柄長 25.8 センチメートル 鞘長 81.0 センチメートル 附 太刀身 1 口 刃長 72.6 センチメートル 反り 2.6 センチメートル 目釘穴 1 個	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四万十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社

参考資料 1 - 2

元高文財第947号

高知県文化財保護審議会 様

下記の物件を高知県保護有形文化財に指定することについて、高知県文化財保護条例の規定に基づき諮詢します。

令和2年2月6日

高知県教育委員会

記

文化財の名称	指定等の内容	指定等の根拠条項	諮詢の根拠条項
大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	高知県保護有形文化財（工芸品）の指定	第4条第1項	第4条3項
大太刀 無銘 附黒漆太刀拵			
黒漆太刀拵 附太刀身			

1 高知県保護有形文化財の指定

名 称	員 数	内 容	所在地	所有者
大太刀 無銘 附黒漆打刀拵	1 口	総長 184.3 センチメートル 刃長 127.8 センチメートル 反り 2.7 センチメートル 目釘穴 4 個 附 黒漆打刀拵	南国市岡豊町 八幡 1099 番地 1 高知県立歴史 民俗資料館	高岡郡四十 町興津 1604 番 地 宗教法人八幡 宮
大太刀 無銘 附黒漆太刀拵	1 口	総長 219.6 センチメートル 刃長 153.0 センチメートル 反り 3.2 センチメートル 目釘穴 2 個 附 黒漆太刀拵	高岡郡四十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社
黒漆太刀拵 附太刀身	1 口	総長 107.5 センチメートル 柄長 25.8 センチメートル 鞘長 81.0 センチメートル 附 太刀身 1 口 刃長 72.6 センチメートル 反り 2.6 センチメートル 目釘穴 1 個	高岡郡四十 町宮内 1857 番 地	高岡郡四十 町宮内 1857 番 地 宗教法人高岡 神社

指定理由

高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め（昭和51年3月31日教育長告示第1号）の

1 高知県保護有形文化財指定基準

（2）工芸品

イ 「高知県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」及びウ「形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの」に該当

参考資料2

別記第1号様式（第2条関係）

令和2年1月14日

高知県教育委員会 様

申請者住所 高知県高岡郡四万十町興津1604番地
氏名 宗教法人 八幡宮
代表役員 山中 修

高知県保護有形文化財指定申請書

下記の有形文化財を高知県保護有形文化財に指定してくださるよう申請します。

記

1 名称及び員数

大太刀（無銘）、（附）黒漆打刀拵、一口

2 所在の場所

高知県南国市岡豊町1099-1 高知県立歴史民俗資料館

3 製作の年代及び作者

南北朝時代～室町時代初期
作者不詳

4 素材

太刀身・・・鉄（鋼）
拵・・・・木、銅、布、革、漆等

5 その他参考となるべき事項

大太刀（総長184.3cm、刃長127.8cm、目くぎ穴2個）
南北朝時代～室町時代初期の大太刀は全国的に稀少で、貴重である。
太刀と拵は一对のものである。
詳細は、別紙調査書のとおり。

太刀
法量

無銘

一口

興津八幡宮

高知県文化財審議委員会

地引 葉

令和元年六月二十一日調査

長 級	一八四	三	七	シ	ナ
長 級	一七七	二	八	セ	ナ
元巾	五六	一	七	セ	ナ
元巾	四四	二	三	セ	ナ
元重	〇〇	一	七	セ	ナ

形 狀
鑄造庵
茎生目釘四個
板表裏棒槌一通中朱漆塗一毛筆書き
板目銀に直刃は小糸交子。元に丸留

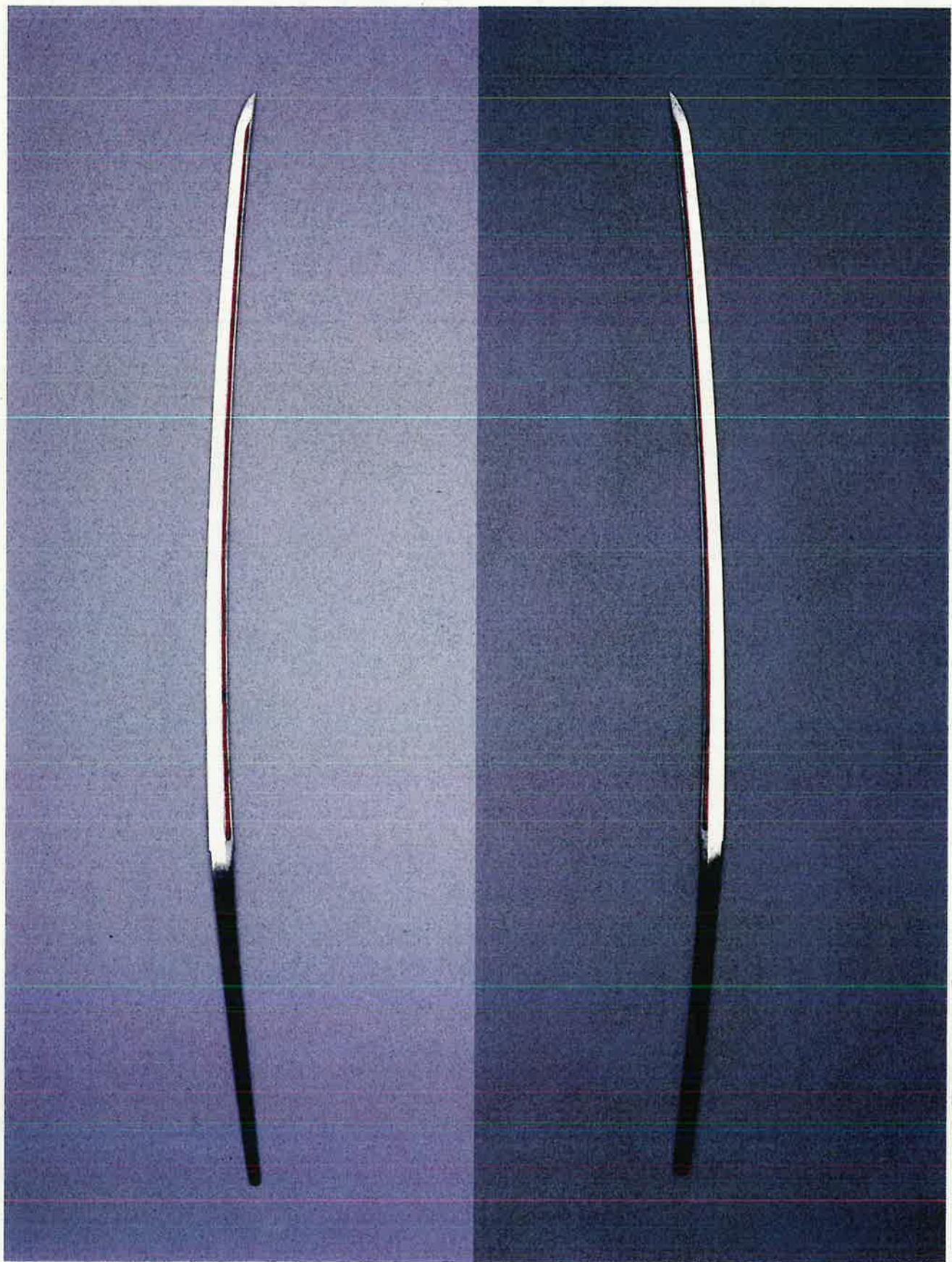
墨 漆 打 刀 杵 (一付)

長 級	二七九	四	セ	ナ
柄長	一〇一	八	セ	ナ

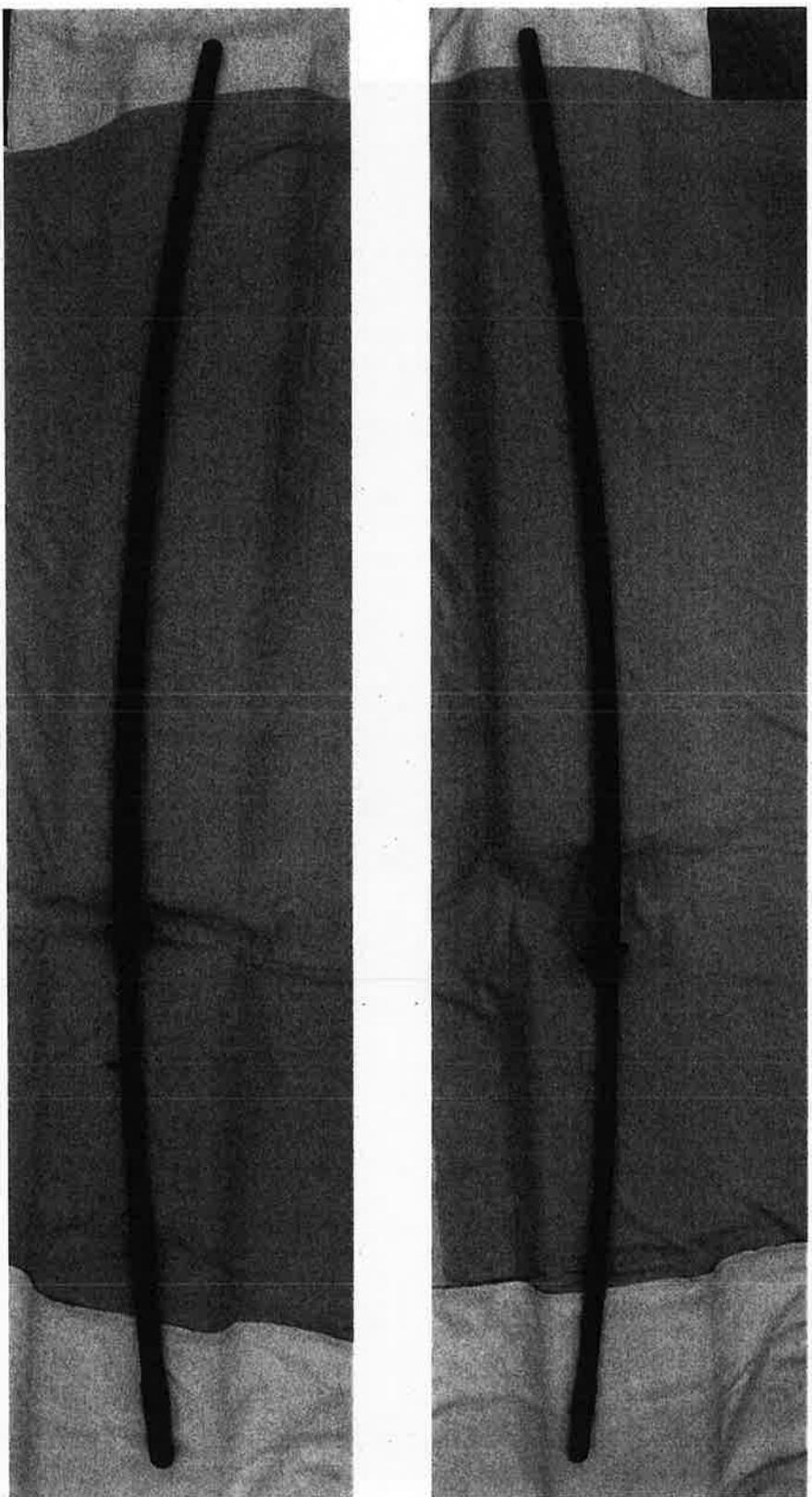
柄布着布表裏に墨漆を塗る。現状は二つに折れ頭金具は欠失して鞘の真金を抜める。縁は目貫欠失墨漆塗り栗形と真金が付き口金・端金具は欠失練草四枚合菱形木化形墨漆塗一表裏を山金板では片方の板欠失大切羽風に四方猪目小透かし切羽一菊空形とか耳が付く。鍔の共鍔が付く。

刀は武器であり、時代により又用途に従って様相を変化せり。南北朝に入ると刀は大型化するが、中でも太刀と称さる長大で身巾広く刃先の近びたものが柳木塙の二荒山神社・香椎縣の太山祇神社等に奉納され現存する。この中に貞治通永文安の年号作石を記すものがある。これが二枚の似てゐる太刀の製作時期がほゞ明らかになつた。この刀の興津八幡宮の大太刀は、研磨されながらも地刃不明瞭なが、この刀自身から数百年、作者を決定する事は困難であるが、前記神社の大太刀に近似するもので、ほぼ同時期(南北

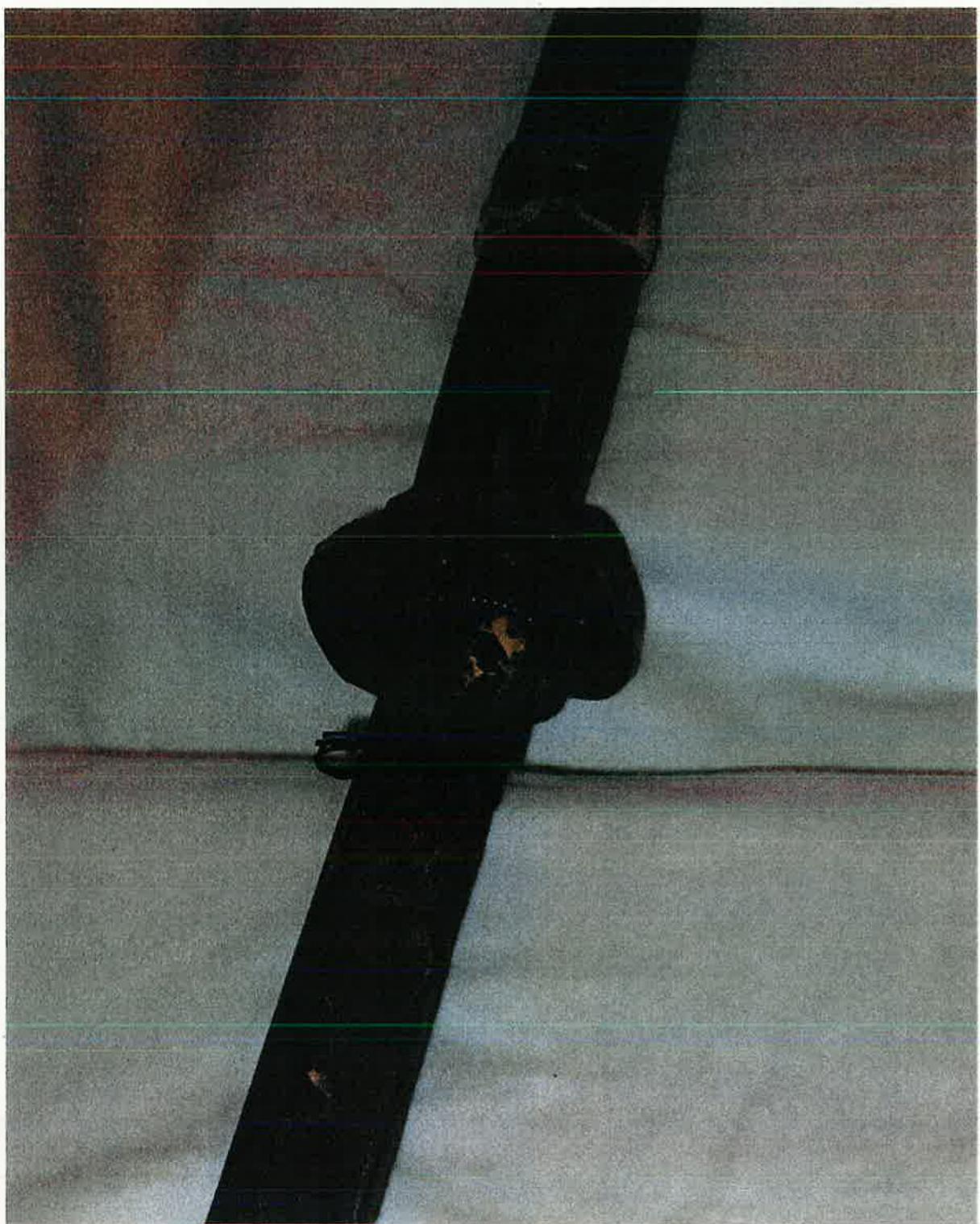
光朝末乃至室町初期の作と見る事が出来ます。一様に大
きな全国的稀少なもので、今後共大切に保存されたい
が付破損し、欠失部分も多いが製作当時の雰囲気を伝える
所存する事も更に貴重である。



大太刀
興津八幡宮藏



黒漆打刀柄
興津八幡宮蔵



別記第1号様式（第2条関係）

令和2年1月14日

高知県教育委員会 様

申請者住所 高知県高岡郡四万十町宮内1857番地

氏名 宗教法人 高岡神社

代表役員 岩崎 清



高知県保護有形文化財指定申請書

下記の有形文化財を高知県保護有形文化財に指定してくださるよう申請します。

記

1 名称及び員数

大太刀（無銘）、（附）黒漆太刀拵、一口

2 所在の場所

高知県高岡郡四万十町宮内1857番地 高岡神社

3 製作の年代及び作者

南北朝時代～室町時代初期
作者不詳

4 素材

太刀身・・・鉄（鋼）
拵・・・木、銅、布、革、漆等

5 その他参考となるべき事項

大太刀（総長219.6cm、刃長153.0cm、目くぎ穴2個）
南北朝時代～室町時代初期の大太刀は全国的に稀少で、貴重である。
太刀と拵は一対のものである。
詳細は、別紙のとおり。

調査者

高知県文化財審議委員

地引 葉

太刀
法量

無銘

一〇

高岡神社

令和元年六月十九日調査

總長

二一九・六 センメートル

刃長

一五三・〇 センメートル

反り

六六・二 センメートル

茎長

四四・七 センメートル

元巾

一二・四 センメートル

元重

一一・四 センメートル

先重

一〇・七 センメートル

先鑄

身幅

鏡裏

中鋒延びる。茎生目釘孔

棟

目筋

達渠

衆孔

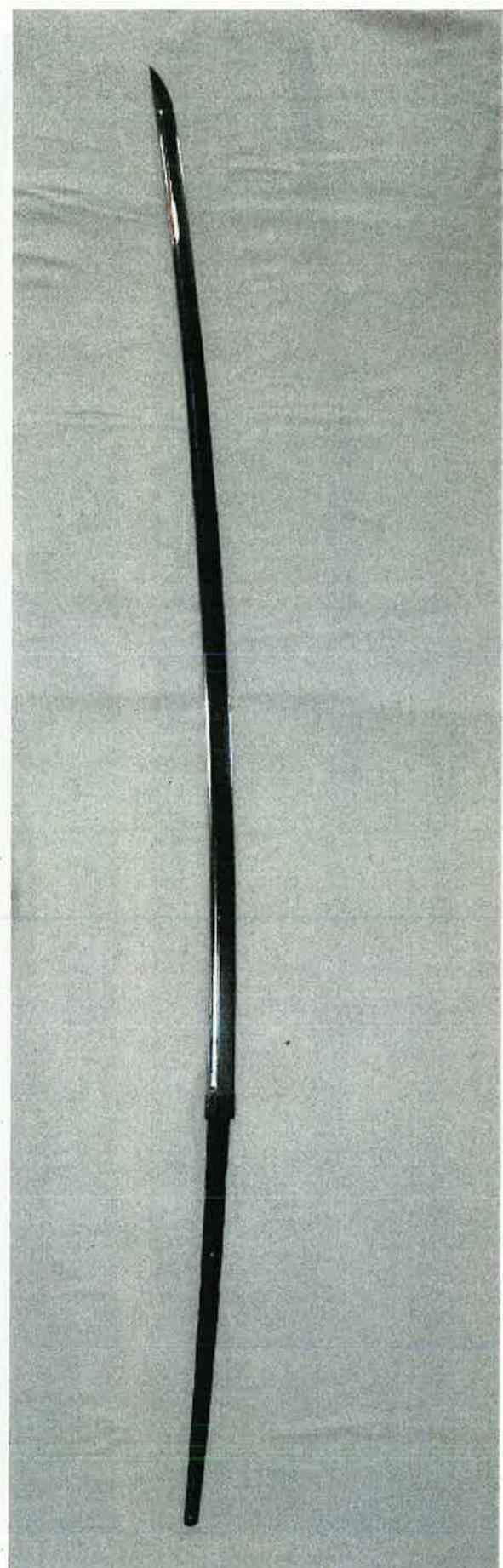
切先

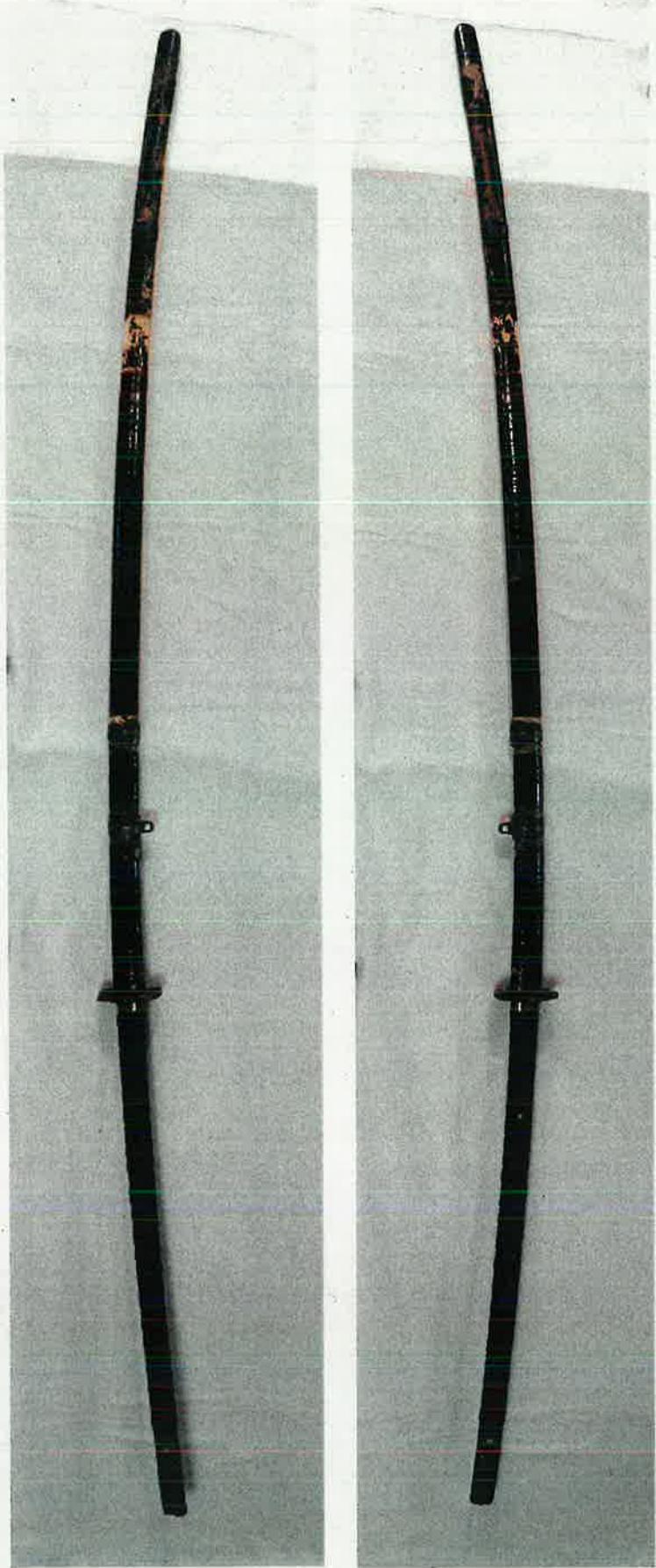
二九セントメートル

の棟に切込様の傳

ガガ

大太刀
高岡神社蔵





黒漆太刀拵
高岡神社蔵



令和2年1月14日

高知県教育委員会 様

申請者住所 高知県高岡郡四万十町宮内1857番地

氏名 宗教法人 高岡神社

代表役員 岩崎 清



高知県保護有形文化財指定申請書

下記の有形文化財を高知県保護有形文化財に指定してくださるよう申請します。

記

1 名称及び員数

黒漆太刀拵、(附) 太刀身、一口

2 所在の場所

高知県高岡郡四万十町宮内 1857番地 高岡神社

3 製作の年代及び作者

室町時代初期～中期
作者不詳

4 素材

拵……木、銅、布、革、漆等
太刀身……鉄（鋼）

5 その他参考となるべき事項

高岡神社の太刀拵は、金具は無文、その他装飾を排した極めて実用本位の陣太刀拵であり、全国的に稀少な遺品で、貴重である。

太刀と拵は一対のものである。

詳細は、別紙調査書のとおり。

調査者

高知県文化財審議委員

地引係

令和元年七月五日調査

黒漆太刀柄
法量

一〇

高岡神社

柄
鞘等

黒漆鞘
長

一〇七・五セニメ

黒漆塗
鏡

一二五・八セニメ

草巻
鏡等

八一・〇セニメ

草紙
鏡等

鏡、金、足金物、寶金、石突が付

刀身一付

長七

七二・六セニメ

形状
作風

個金造
板金

腰反り高く踏張強く小切先茎生

回筋
板金

に五の目を焼く。刃口上に刀口吹がある。

1) 太刀柄の現存品は少なくてはないが、その多くは儀仗で本戦場用の佩刀と思われる。これらも小数で伝世されていて、多くは高級武将のもので、以前織田軍に参加した武士の中には殆んど残さない。この高岡神社の太刀柄は、金具は無文、その他装飾を施して実用本位の陣太刀であり、全国でも稀な遺品である。

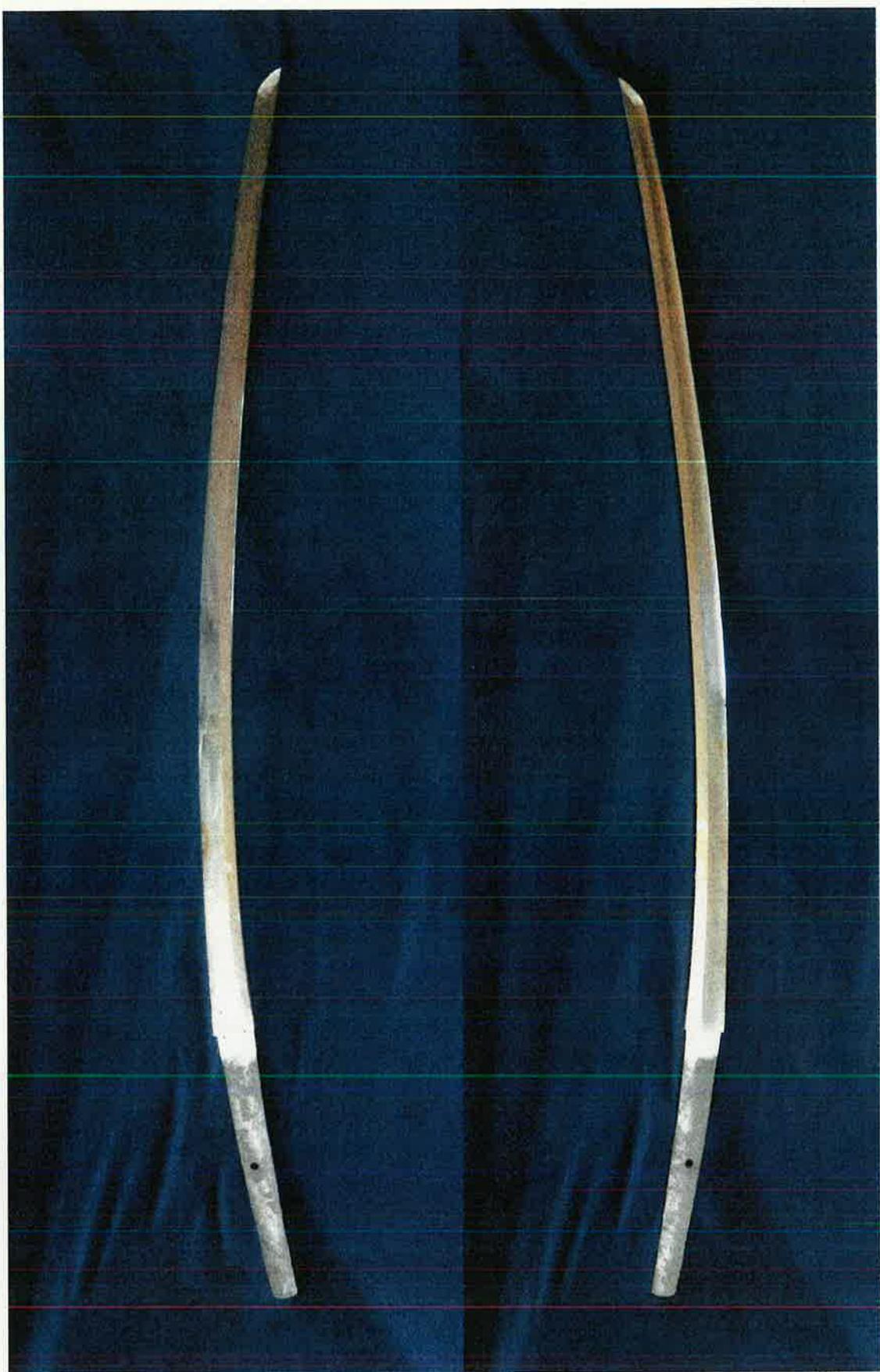
金具の製作年代は、比較対象の材料が少ないので、使用された金具の質感や時代色等から室町中期を下らないものと思われる。付属の刀身は無銘で研磨、状態も不良であるが、形状、作風が初期の「備前鍛冶」と思われる。

黒漆太刀柄
高岡神社藏





太刀身
高岡神社蔵



参考資料 3

「大太刀無銘 附黒漆太刀拵」外1口の再測定結果について

日 時 : 2月10日(月)
場 所 : 高岡神社(高岡郡四万十町宮内 1857番地)
対 象 : 「大太刀 無銘 附黒漆太刀拵」及び「黒漆太刀拵 附太刀身」
再測定者 : 高知県刀剣登録審査委員 式部 静、佐竹 勝則
再測定結果 : 下記の通り

記

1. 大太刀無銘 附黒漆太刀拵(高岡神社所有)

(1) 当初測定結果

総長 219.6cm、刀長 153.0cm、反り 3.2cm、茎長 66.6cm

(2) 再測定結果

総長 219.5cm、刀長 152.9cm、反り 3.1cm、茎長 66.8cm

2. 黒漆太刀拵 附太刀身(高岡神社所有)

(1) 当初測定結果

総長 107.5cm、柄長 25.8cm、鞘長 81.0cm

(2) 再測定結果

総長 107.3cm、柄長 25.5cm、鞘長 80.8cm

大太刀法量

卷之六

15

高麗神社

調査者

高知県文化財審議委員

地圖

令和元年六月十九日調査

令和二年一月十日再測定

墨流太刀旅(付)
法量

絹長 柄長 二五八 四
鞘長 一七八 六 二 七二四
革着墨系一後補一巻 中程
片側破損一縁、山金地大井風金を抜く。青金
下地左柄部で巻き墨漆を塗る。口金・足金物一二
足金物の革先金欠損一青金・石突(上下支引)を残
て欠失が付く。これらの金具は素銅鑄文である
リ一部に墨漆の跡がある。

金等 緑草凹紋合変形木彫形墨添塗 大切羽：中切羽は左
の二の太刀も研磨不良で祥細は不明であるが、^一 横津八幡宮
の太刀とほぼ同時期に製作されたと思われる。更に長大で
ある。

時代の大太刀には太刀柄が付属し、欠損部分を補ふ爲作成された
時の費用を支保つべき事である。

調査者

高知県文化財審議委員

地引係

令和元年七月五日調査

令和二年二月十日再測定

黒漆太刀柄
法量

一〇

高岡神社

柳葉柄総長一〇七・三センチ

柄

黒漆塗鍔着布菱巻とし、緑

青金、懷子(大黒団扇)

鞘
鞘等

革巻黒漆塗とし、口金・足金物、賣金、石突が付
練草四枚合木似形黒漆を塗り、大切羽・中切羽・
草紙一・小切羽へ菊座形と切り廻し一が付く。羽一
二枚の金具は無文の山金地で統一されてい了。

太刀身(付)

長さ七二・六センチ

形状
作風

板個鑄造彫
圓鋸齒頭腰反り高く踏張強く
に五の目を焼く。刃上に刀(ま)水がある。孔

、太刀柄の現存品は少なくはないが、その多くは儀仗用で本
戦場用の佩刀と思われる佩用である。多くは儀仗用で本
多くは高級武将のもので、最もも小数で伝世され、いはる
には珍んど残されてゐない。以前緑で戦闘に参加した武士の
この高岡神社の太刀柄は、金具は無文、その他装飾を排
した極めて実用本位の陣太刀であり、全国でも稀な遺品である。

製作年代は、比較対象の材料が少ないので使用されて
金具の質感や時代色等から室町中期を下らないものと思われる
る。

付属の刀身は無銘で研磨、状態も不良であるが、形状、作風
から室町初期、備前鋸治と思われる。

参考資料 4

高知県文化財保護条例

(昭和 36 年 1 月 10 日条例第 1 号)

(指定等)

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを高知県保護有形文化財(以下「県保護有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、高知県文化財保護審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 4 第 1 項の規定による指定は、その旨を高知県公報で告示するとともに、当該県保護有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。
- 6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県保護有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

